

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案・概要

第1 児童福祉法の一部改正

【平成31年4月1日施行】

児童福祉司の配置数の標準（現在は児童福祉法施行令）について、赤字部分の改正をし、法律で規定することとする。

児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② + ③ 以上（保護を要する児童の数、交通事情等を考慮）

- ① 各児童相談所の管轄区域の人口 **3万人**に1人以上を配置することを基本とする。
- ② 全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。
- ③ ①・②に加えて各児童相談所に1人を配置する。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{① } \frac{(\text{各児童相談所の})}{(\text{管轄区域の人口})} \div 3\text{万人} \quad \text{※現行の施行令では「4万人」} \\ \text{② } \left[(\text{各児童相談所の}) - (\text{各児童相談所の}) \times \frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}} \right] \div (\text{全国の児童福祉司の平均的な}) \\ \text{③ } 1\text{人} \quad \text{※現行の施行令にはない} \end{array} \right. \quad \text{※現行の施行令では「40」}$$

第2 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

【平成30年10月1日施行】

1 児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関の連携の例示として「児童相談所、福祉事務所、市町村、家庭裁判所、都道府県警察、医療機関等の間」と「地方公共団体相互間」を明記し、当該連携の強化に「児童相談所及び都道府県警察の間の情報の共有に関する協定の締結」が含まれる旨を明記する。

- (2) 国及び地方公共団体は、不断の検証を行いつつ、(1)の体制の整備に努めなければならないものとする。

2 通告等に係る児童が居住地を移した場合における児童相談所相互間の資料又は情報の提供

児童相談所長は、児童虐待に係る通告若しくは送致を受けた児童又は相談に応じた児童が他の児童相談所の管轄区域に居住地を移したときは、当該他の児童相談所の所長に対し、通告等に係る児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を行わなければならないものとする。

第3 検討

【公布日施行】

政府は、児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、児童相談所において児童虐待に係る相談に応じる非常勤職員の待遇の改善及び常勤職員への転換その他の地方公共団体が実施する児童相談所の体制の強化に対する国の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。